

社援発0319第24号
令和8年3月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」
の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005016号厚生労働省社会・援護局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>参考(改正後の通知全文) 社援発第1005016号 平成17年10月5日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 <u>第七次改正</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第八次改正</u> <u>社援発※※第※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について</p> <p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和62年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の国庫補助を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。</p> <p>実施については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知</p>	<p>参考(改正後の通知全文) 社援発第1005016号 平成17年10月5日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正</p> <p>省 略</p> <p><u>第七次改正</u> <u>社援発0726第17号</u> <u>令和5年7月26日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について</p> <p>地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、昭和62年度から年次計画により整備を行っているところであり、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の国庫補助を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入金については利子を徴しないこととする。</p> <p>実施については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知</p>

「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」及び平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号厚生労働事務次官通知「平成24年度地域自主戦略交付金（社会福祉施設整備に関する事業）の交付について」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内市町村等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

なお、平成2年10月15日社施第141号「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」は廃止する。

1～3 （略）

4 適用期間
令和8年度から令和12年度（5年計画）

別紙 （略）

「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」及び平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号厚生労働事務次官通知「平成24年度地域自主戦略交付金（社会福祉施設整備に関する事業）の交付について」（以下「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内市町村等に周知徹底を図るとともに、この取り扱いについて遺漏のないようにされたい。

なお、平成2年10月15日社施第141号「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」は廃止する。

1～3 （略）

4 適用期間
令和3年度から令和7年度（5年計画）

別紙 （略）